

1 公共施設等再配置計画のあらまし

(1) 計画策定の背景・目的

本市は、市町村合併(平成16年12月)前に多くの公共施設を整備しており、その複数の施設を現在も引き継いでいます。今後、それら全ての施設を維持していくためには、維持費・管理運営費のほか、老朽化に伴う改修や更新に係る多額の費用が必要になりますが、税収の恒常的な増加は期待できない状況にあるとともに、普通交付税の合併特例措置も令和2年度には終了となるなど、本市の厳しい財政状況を踏まえると、現在保有する施設の全てを維持・更新していくことは困難となっています。

そこで、市ではこの課題解決の第一歩として、平成25年に「常陸太田市公共施設白書」を取りまとめ、保有する施設のコスト情報等の「見える化」を図るとともに、平成29年に『常陸太田市公共施設等総合管理計画』を策定し、全体的な視点から見た公共施設等のあり方について、基本的な考え方や方針等を定め、その後、令和6年3月に、現状に即した見直しを行うため、「公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について(総財務第6号(令和3年1月26日))」に基づき、改訂を行いました。

本計画は、上位計画である『常陸太田市公共施設等総合管理計画』において定めた公共施設等総合管理の基本方針に基づき、将来のよりよい市の姿及び財政の健全化に向けて、具体的な施設の再配置のあり方を市民へ提示することを目的として策定したものであり、上位計画の改訂に合わせて改訂を行います。

(2) 計画期間：40年間

上位計画となる『常陸太田市公共施設等総合管理計画』と同じ期間(2017年度から2056年度)とします。また、概ね5年ごとに検証・見直しを行います。

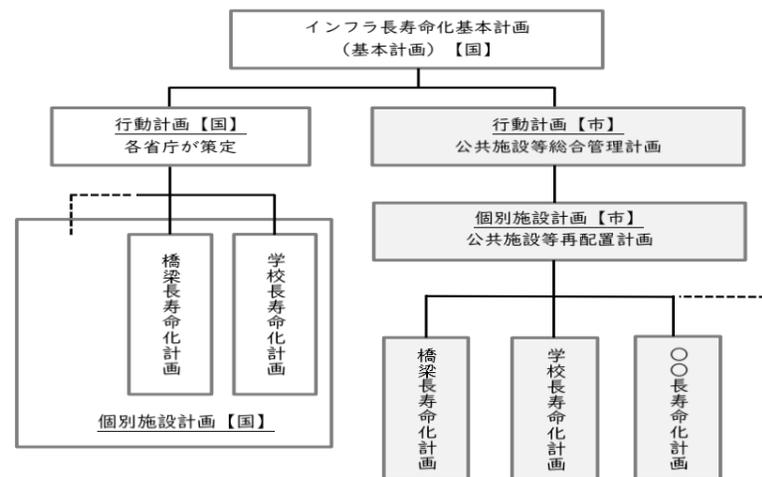
(3) 縮減目標：約500億円(施設保有総量約30%削減)

2 公共施設等再配置計画の位置づけ

平成25年11月に、国において、公共施設維持管理の基礎となる『インフラ長寿命化基本計画』が策定され、公共施設を所管する国や地方公共団体において、長期的な視点で計画的に適切な維持管理を行う「行動計画」と、「行動計画」に基づき個別施設毎の具体的な対応方針を定める「個別施設計画」を策定し、適切に公共施設を管理していくことが求められました。

本市では、平成29年3月に「行動計画」として、『常陸太田市公共施設等総合管理計画』を策定しました。『公共施設等再配置計画』は「行動計画」に基づき、公共施設の再配置等、個別施設毎の具体的な対応方針を定める「個別施設計画」に位置づけるものとして策定したものです。

今回の本計画の改定は、計画策定から5年以上が経過したことから、上位計画である『公共施設等総合管理計画』の改訂に合わせ、今後の公共施設等における考え方や具体的な対応方針等の見直しを図るため、行うものです。



3 公共施設等の保有に係る課題

(1) 将来費用の抑制と財源の確保

施設を整備し保有を続けていくためには、老朽化への対応、大規模改修や更新(建替え)を行うために多額の費用が必要となります。

将来費用に対する財源不足を解消するため、費用の発生そのものの抑制と、充当する財源確保の両面からの対策が不可欠となります。

(2) 市で保有を続ける公共施設等の見極め

本市は、合併前の各市町村で整備した施設が多く、同様の施設を複数保有している状況にあります。加えて人口減少や少子高齢化等に伴い、今後、市民に必要とされる施設が変化するものと考えられます。

これからのまちづくりのために必要な施設を精査し、将来にわたり保有を続ける公共施設等を見極めることが必要となります。

(3) 保有を続ける公共施設等の適切な維持管理

耐震性が確保されていない施設があることに加え、今後、老朽化対策が必要な施設が増えていきます。利用者の安全確保に留意しながら、適切に維持管理を実施していくことが必要となります。

4 公共施設等再配置の基本方針

【公共施設等総合管理の基本的な考え方】

将来にわたり持続可能な常陸太田市としていくために、人口動向等の状況変化を踏まえて、将来のまちづくりに必要なサービス水準を確保しながら、提供方法の見直しを図っていきます。

※本計画は、上位計画である『常陸太田市公共施設等総合管理計画』の「基本的な考え方」及び「【基本方針 1】公共施設等の総量適正化」に基づいて、公共施設の再配置に取り組んでいきます。

【基本方針 1】 公共施設等の総量適正化

公共施設等の総量適正化を進めることにより、サービス確保とコスト縮減の両立を図ります。

【実施方針 1-1】

市域全体でみた
再編・再配置の推進

サービスを利用する人・団体の特性に合わせた再配置とします

- ◎市全域に住む人が利用するサービス、地域ごとに利用するサービス、主に施設周辺のコミュニティが利用するサービスといった分け方で、居住エリアの特性を把握し、エリアの広がり合わせた再配置を検討します。
- ◎施設本来の設置目的や現在の利用状況から、利用者の特性を把握し、その特性に合わせた配置のあり方を検討します。

地域の拠点となる場所でサービスを提供します

- ◎再配置の際は、施設総量の削減だけでなく、可能な限り市民サービスを維持・向上させる必要があります。そのため、再配置の場所は、交通アクセスや災害時の安全性、地域コミュニティなどを考慮して検討します。

【実施方針 1-2】

市民ニーズ等の状況変化に対応した
サービスの適正化

施設を取り巻く状況の変化を踏まえて、施設のあり方を見直します

- ◎既存施設については、現状維持を前提とせず、設置目的や利用実態、今後の利用見込み等の状況変化を踏まえて、廃止や統廃合、減築などを含めた施設のあり方を見直します。
- ◎新たなニーズに対応するために必要な施設整備は行いますが、公共施設等全体として総量抑制を図り、将来費用の縮減に努めます。

インフラ系施設については、都市構造の変化を踏まえた取り扱いを検討します

- ◎インフラ系施設は、市民生活や企業活動の基盤として不可欠であり、廃止が難しいことから、基本的に長寿命化による将来費用の縮減を図ります。
- ◎少子化・人口減少により、住宅分布などの変化も想定されるため、インフラ系施設も聖域をつくらず、廃止も含め検討します。

【実施方針 1-3】

施設の多機能化・
複合化等による保
有建物の削減

将来費用の縮減に向け複合化を積極的に進めます

- ◎サービスは維持しつつ将来費用の縮減を図るため、一つの建物に複数の機能を配置する「複合化」を積極的に進めます。

市が所有する利用が著しく低い土地、建物、スペースの有効活用を図ります

- ◎他目的利用への転用や、稼働率増加につながる有効活用方を検討します。
- ◎民間事業者への賃貸や売却による有効活用の可能性も検討し、新たな財源の確保に努めます。

サービス維持とコスト縮減を両立させるため、多様な主体との連携を図ります

- ◎周辺自治体と連携して整備する広域化も検討します。
- ◎民間事業者などとの連携も積極的に進め、民間施設との複合化、複数施設の包括管理による効率化など、あらゆる可能性を検討します。

5 再配置の推進に向けて

① 個別施設における取組の具体化

本計画策定後は、各年度の予算編成等のプロセスの中で具体的な取組を明らかにし、実行に移します。その際、必要に応じて、個別施設計画、施設ごとの基本計画・基本構想等の策定、その他調査・調整等を行い、再配置の実施に向けて取り組んでいきます。

② 個別施設における記載内容の更新 (1年ごと)

今後点検・診断の実施や詳細な調査・検討によって、個別施設の状態は常に更新され、対策内容や対策費用等も具体化していきます。そのため、1年ごとに取組の進捗状況や情報更新を調査し、記載内容を更新することで、より現状にあった計画としていきます。

③ 計画の検証・見直しの実施 (5年ごと)

本計画は長期にわたる取組であることから、将来的な人口動向や財政状況、社会経済情勢の変化に対応した計画の見直しを行います。検証・見直しは、『常陸太田市総合計画』及び『常陸太田市公共施設等総合管理計画』とも、概ね5年ごとに実施します。

④ 市民、利用団体からの意見収集

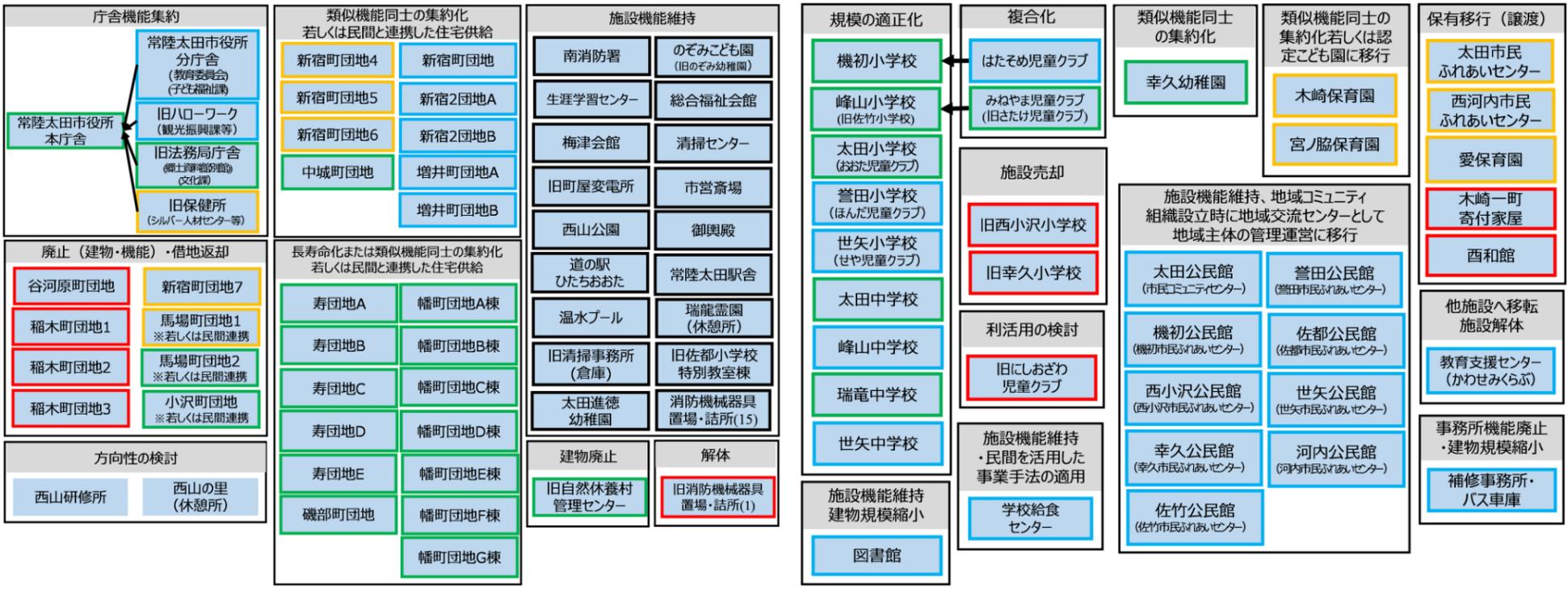
本計画の推進に当たり、特に建物系施設については、実際に利用する市民や団体の理解を得ながら取組を進めていく必要があることから、本計画で提示した個別施設の方針を十分に説明し、市民や利用団体の理解と協力のもと、計画を推進していきます。

■ 地区別の再配置計画(改訂時) 施設数 242 施設

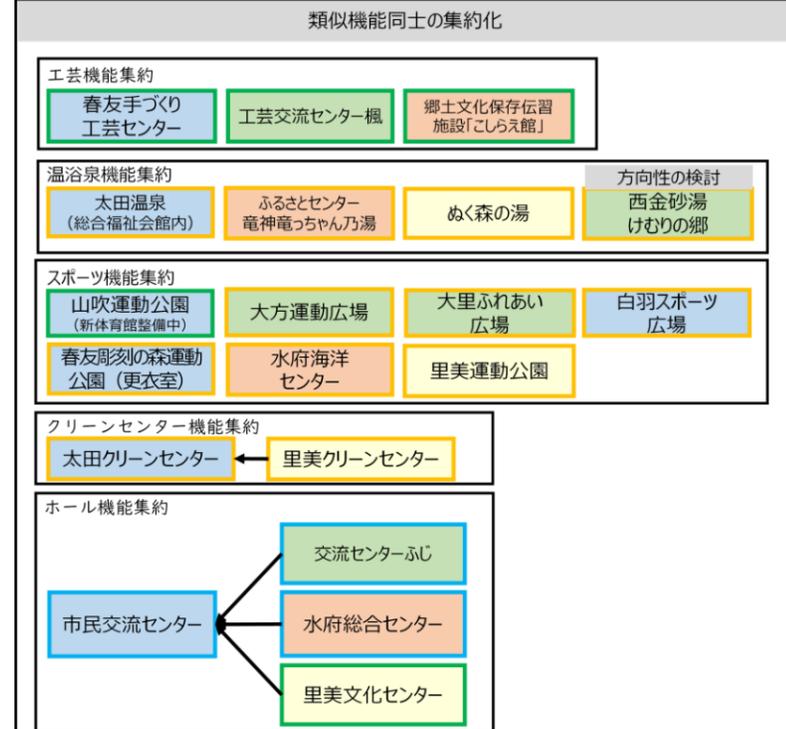
地域	常陸太田地区	金砂郷地区	水府地区	里美地区	対応期限	短期 ~3年	中期 4年~10年	長期 11年~20年	超長期 21年以上	対応期限 なし
----	--------	-------	------	------	------	-----------	--------------	---------------	--------------	------------

※短期基準日: 2024.4

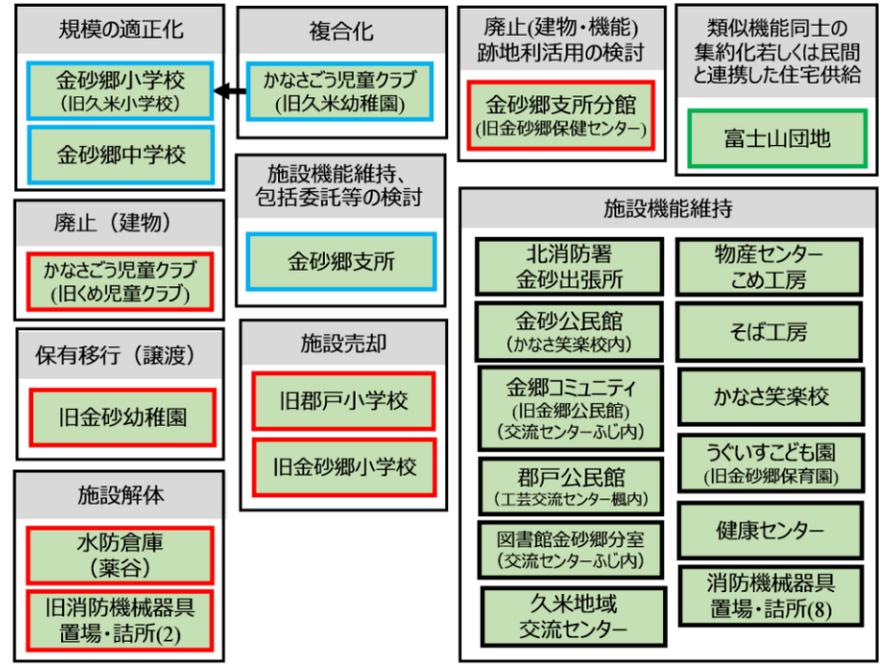
常陸太田地区 106施設



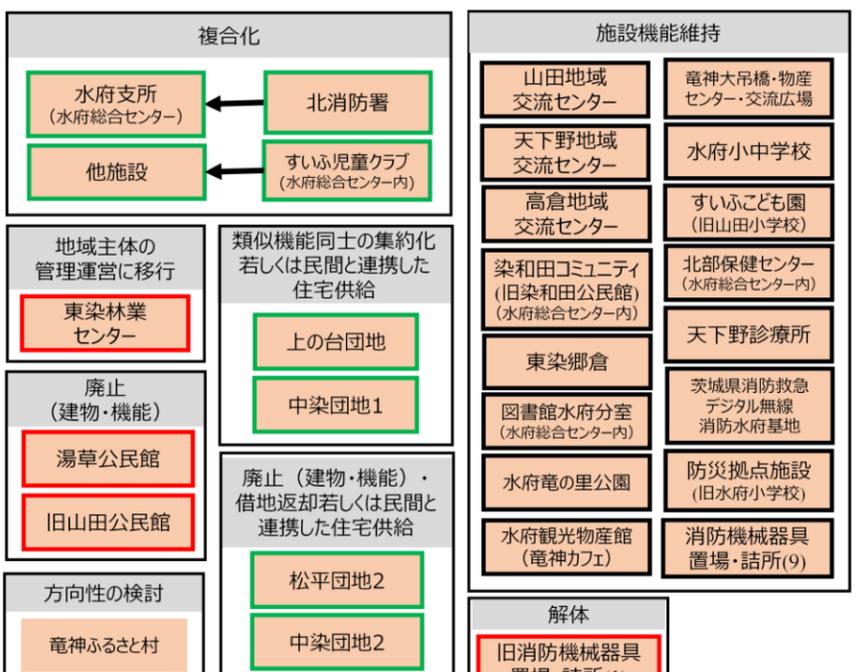
広域的な統合 20施設



金砂郷地区 32施設



水府地区 36施設



里美地区 48施設

